

平成 16 年 2 月 27 日

「窒素・磷規制対象湖沼の追加指定等」に対する意見の募集について

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく窒素含有量、磷含有量についての排水規制の対象となる湖沼を追加等するため、窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件（昭和 60 年 5 月環境庁告示第 27 号）の改正を行う予定です。

本改正について、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、郵送及び電子メールにより、意見を募集（パブリック・コメント）いたします。御意見のある方は〔御意見募集要項〕に沿って、御提出下さい。

皆様からいただいた御意見は、告示の改正の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

1. 改正の趣旨

環境省では、昭和 60 年 7 月に水質汚濁防止法に基づく窒素含有量、磷含有量の排水基準を設定するとともに、一定の要件を満たす湖沼をその規制対象として指定し、当該湖沼の集水域に立地する特定事業場について排水規制を実施しています。

（参考 1）国の一律排水基準値：窒素含有量 120mg/l（日間平均 60mg/l）
磷含有量 16mg/l（日間平均 8mg/l）

（参考 2）窒素・磷規制対象湖沼の要件

- ・ 磷規制対象湖沼：水の滞留時間が 4 日間以上である湖沼（特殊な場合を除く。）
- ・ 窒素規制対象湖沼：磷規制対象湖沼のうち、窒素の濃度 / 磷の濃度比 20 以下で、かつ、磷の濃度 0.02mg/l 以上のもの

今回、平成 14 年度に全国の湖沼について実施した水質調査等の結果を踏まえ、上記の要件に該当する湖沼を規制対象に追加する等窒素・磷規制対象湖沼を見直すこととしました。

2. 改正の内容

別添のとおり、窒素・磷規制対象湖沼のうち 1 湖沼を規制対象外とする（改修事業中のため）とともに、磷規制対象湖沼として 120 湖沼、窒素規制対象湖沼として 77 湖沼を追加します。

これらにより、従来より規制対象としている湖沼と合わせ、磷規制対象湖沼は 1,319 湖沼、窒素排水規制対象湖沼は 277 湖沼となります。

3. 御意見募集要項（別紙のとおり）

（別添）窒素・磷規制対象湖沼の見直し内容

環境省環境管理局水環境部水環境管理課

課長 安藤 茂（内線 6630）

課長補佐 吉岡 裕次（内線 6627）

担当 野口 宏（内線 6628）